

## 第6期知多市障がい福祉計画 数値目標

### 1 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、本計画期間において、「令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行すること」、「令和元年度末時点の施設入所者の1.6%以上削減すること」を目標として設定しています。

#### 目標1 施設入所者の地域生活への移行

令和元年度実績	令和元年度末時点の入所者数 (A)	34人
見込み	令和5年度末の施設入所者数 (B)	33人
目標値	令和5年度末までの削減見込 (A-B)	1人
目標値	令和5年度末までの地域生活移行者数	2人

### 2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では、地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとしています

#### 目標2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

目標値	年1回、障がい者自立支援協議会で検証	実施
-----	--------------------	----

### 3 福祉施設利用者の一般就労への移行等

国の基本指針では、「福祉施設から一般就労への移行」について、就労移行支援事業等の利用を経て、「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」が「令和5年度には令和元年度の1.27倍以上になること」を目標として設定し、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業について、それぞれ一般就労に移行する者の目標値を定めています。

就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標値として定めています。

#### 目標3 福祉施設から一般就労への移行

令和元年度実績	令和元年度現在の年間一般就労移行者数	13人
目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数	17人
目標値	就労移行支援事業による一般就労移行者数	9人
目標値	就労継続支援A型事業による一般就労移行者数	2人
目標値	就労継続支援B型事業による一般就労移行者数	2人
目標値	一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数	7割
目標値	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合	7割以上

### 4 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、令和5年度末までに、「児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置」、「すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築」、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上確保」、「各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置」することを目標として設定しています。

#### 目標4 障がい児支援の提供体制の整備等

目標値	令和5年度末までに、児童発達支援センターの設置	1箇所設置済
目標値	令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	構築済
目標値	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保	1箇所以上確保
目標値	令和5年度末までに医療的ケア児支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	協議の場設置済 コーディネーター配置済

### 5 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和5年度末までに、「障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み」、「地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み」、「地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み」、「地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数見込み」を目標として設定しています。

#### 目標5 相談支援体制の充実・強化等

目標値	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み	実施
目標値	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み	12件/年
目標値	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み	15件/年
目標値	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数見込み	15回/年

### 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、令和5年度末までに、「都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み」、「障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数見込み」を目標として設定しています。

#### 目標6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

目標値	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み	10人/年
目標値	障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数見込み	12回/年

## 第6期知多市障がい福祉計画 各種施策の見込量

### 1 主な自立支援給付の見込量

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用量/年(時間)	18,883	19,826	21,285
	利用量/月(時間)	1,573	1,652	1,773
	実利用者数/月(人)	110	112	114
	市内事業所数(箇所)	11	11	11
行動援護	利用量/年(時間)	5,441	5,441	5,441
	利用量/月(時間)	453	453	453
	実利用者数/月(人)	12	12	12
	市内事業所数(箇所)	2	2	2
生活介護	利用量/年(日)	36,937	37,102	37,268
	利用量/月(日)	3,078	3,092	3,106
	実利用者数/月(人)	171	172	173
	市内事業所数(箇所)	5	5	5
就労移行支援	利用量/年(日)	4,848	5,009	5,175
	利用量/月(日)	404	417	431
	実利用者数/月(人)	31	32	33
	市内事業所数(箇所)	2	2	2
就労継続支援(A型)	利用量/年(日)	4,609	4,818	5,036
	利用量/月(日)	384	402	420
	実利用者数/月(人)	23	24	25
	市内事業所数(箇所)	0	0	0
就労継続支援(B型)	利用量/年(日)	21,296	22,445	23,656
	利用量/月(日)	1,775	1,870	1,971
	実利用者数/月(人)	122	123	124
	市内事業所数(箇所)	5	5	5
	市内事業所数(箇所)	5	5	5
就労定着支援	利用量/年(日)	90	93	96
	利用量/月(日)	8	9	10
	実利用者数/月(人)	10	11	12
	市内事業所数(箇所)	0	0	0
短期入所(福祉型)	利用量/年(日)	2,180	2,256	2,333
	利用量/月(日)	181	188	194
	実利用者数/月(人)	57	59	61
	市内事業所数(箇所)	2	2	2
共同生活援助	実利用者数/月(人)(うち精神障がい者)	68(10)	69(10)	70(10)
	市内事業所数(箇所)	6	6	6
	定員(人)	71	71	71
計画相談支援	実利用者数/年(人)	235	237	239
	実利用者数/月(人)	44	46	48
	市内事業所数(箇所)	3	3	3
地域移行支援	実利用者数/月(人)(うち精神障がい者)	24(12)	24(12)	24(12)
	実利用者数/年(人)	2	2	2
	市内事業所数(箇所)	1	1	1
地域定着支援	実利用者数/月(人)(うち精神障がい者)	24(12)	24(12)	24(12)
	実利用者数/月(人)	2	2	2
	市内事業所数(箇所)	1	1	1

### 2 主な障がい児支援の見込量

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用量/年(日)	8,300	8,300	8,300
	利用量/月(日)	692	692	692
	実利用者数/年(人)	100	100	100
	実利用者数/月(人)	65	65	65
放課後等デイサービス	利用量/年(日)	19,000	19,000	19,000
	利用量/月(日)	1,583	1,583	1,583
	実利用者数/年(人)	140	140	140
	実利用者数/月(人)	120	120	120
障害児相談支援	実利用者数/年(人)	180	185	190
	実利用者数/月(人)	15	16	17
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	配置人数(人)	2	2	2

### 3 主な地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、市町村がその地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することとなっており、必須事業と任意事業に分けられています。近隣市町とできる限り基準を統一し、安定した事業実施を図っていきます。

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
必須事業	障がい者相談支援センターにおける相談(件)	12,000	12,000	12,000	
	成年後見利用支援事業における相談(件)	250	250	250	
	意思疎通支援事業(件)	80	80	80	
	日常生活用具給付等事業(件)	1,697	1,722	1,747	
	手話奉仕員登録者(人)	11	0	11	
	移動支援事業	人数(人)	65	69	72
		時間数(時間)	8,173	8,529	8,904
	地域活動支援センター事業	実利用者数(人)	110	115	120
		延べ利用人数(人)	1,736	1,815	1,894
	任意事業	日中一時支援事業	人数(人)	42	45
件数(件)			2,218	2,259	2,301
訪問入浴事業(人)		8	8	8	
更生訓練対象者		1	1	1	
職親制度利用者(人)		3	3	3	
自動車改造費助成(人)		1	1	1	
自動車運転免許取得助成(人)		1	1	1	

**第4次知多市障がい者計画 第6期知多市障がい福祉計画 概要版**  
 知多市福祉部福祉課、子ども未来部子ども若者支援課  
 〒478-8601 知多市緑町1番地  
 ■電 話 福祉課 0562-36-2650(直通)、子ども若者支援課 0562-36-2656(直通)  
 ■FAX 0562-32-1010